

通信室登録番号

No.

なんよNet119利用（登録・変更・廃止）申請書兼承諾書

令和 年 月 日

なんよ しょうぼうほんぶ
南予5消防本部

うわじまちく やわたはまちく
(宇和島地区、八幡浜地区)

おおすちく あいなんちょう せいよし しょうぼうちょうさま
(大洲地区、愛南町、西予市) 消防長様

しんせいしやじゅうしょ
申請者住所

しんせいしやしめい
申請者氏名

わたし ねつといちいちきゅう つき ちゅうういじこう しょうだく しんせい
私は、なんよNet119について、次の注意事項を承諾し、申請します。

なお、緊急時に消防本部が必要と判断した場合については、記載事項について
だいさんしゃ ぎょうせいきかん いりょうきかん けいさつなど しょうぼうきゅうかつかつどう ひつよう みと はんい
第三者（行政機関や医療機関、警察等の消防救急活動に必要と認められる範囲）に
じょうほうていきよう しょうだく
情報提供することについて承諾します。

なんよ しょうぼうほんぶいがい しょうぼうきかん つうほう うけつ ばあい どうよう じょうほうていきよう
また、南予5消防本部以外の消防機関が通報を受けた場合も同様に情報提供を
しょうだく
承諾します。

とうろくしやしょめい
登録者署名

《注意事項》

(1) 利用対象者は、聴覚・言語機能に障がい等があり音声による119番通報が困難
かた なんよ しょうぼうほんぶ かんかつちいき ざいじゅう つうきん つうがく かた おんせい
な方で、南予5消防本部の管轄地域に在住、または通勤・通学される方です。音声
つうわ かのう かた おんせい ばんつうほう りよう
による通話が可能な方は音声による119番通報をご利用ください。
きんきゅうれんらくさき とうろく ばあい じぜん きんきゅうれんらくさき とうろく かた どうい
緊急連絡先を登録する場合は、事前に緊急連絡先として登録される方から同意
え とうろくご なんよ しょうぼうほんぶ とうろく かた いし かくにん おこな
を得てください。登録後に南予5消防本部から登録された方に意思の確認を行
ばあい
場合もあります。

(2) 以下の事由が発生した場合には、速やかに申請書に必要事項を記載し、各消防本
ぶ しょうぼうちょう ていしゅつ りょうしゃとうろく かんりょう へんこう ちゅうし かくにんご
部の消防長に提出してください。利用者登録の完了および変更・中止を確認後、

メールを送信します。変更申請を行わないと、消防本部から適切な対応を受けられないことがあります。

- 申請書の記載事項に変更が生じたとき
- 利用するインターネット端末を変更したとき
- 利用者としての登録を廃止するとき

(3) 「なんよNet119」の利用意思を確認するために、宇和島地区広域事務組合消防本部から登録者様宛に定期的(6ヶ月毎)にメールを送信させていただくことがありますので、返信をしてください。長期間(1年)にわたり応答がない場合等、登録者様のご利用意思を確認できない場合には、なんよ5消防本部において利用の停止、または利用者情報を抹消することがあります。

(4) 登録者様別に発行される本登録用URLは個人を認証する情報になりますので、なりすまし通報の防止のため、他人に知らせないでください。

(5) 音声通話により119番通報が可能な方が近くにいる場合は、「なんよNet119」を利用せずに、音声通話による119番通報を依頼してください。

(6) 「なんよNet119」を利用するためには、携帯電話会社の通信網を使うことから、トンネル・地下・建物の中のように電波の届きにくい所、通信網のエリア外等、「なんよNet119」を利用できない場所があります。

(7) インターネットを利用しているため、通信事業者、プロバイダ事業者の工事、メンテナンスおよび混雑、通信電波状況により使用できない場合があります。

(8) 何らかの理由により「なんよNet119」による通報を行うことができない場合には、「なんよNet119」以外の手段によって119番通報を行ってください。

(9) 「なんよNet119」による通報の後、チャット画面を使って消防本部から通報内容の確認の連絡を行うことがありますので、隊員が到着するまで通報に使用したスマートフォン等の電源を切らないでください。

(10) 外出先から通報する場合、通報した位置が特定されないと、消防本部からの適切な対応を受けることができません。通報端末のGPSによる測位機能からは正しい位置情報を得られない場合があるので、通報した位置を修正する操作をおこなってください。